

標準旅行業約款(手配旅行契約等)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

2 当社が法により反せば、かつ、旅行者の利便にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。(用語の定義)

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は既次をする等により旅行の運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に対するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配旅行をいいます。

2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のもの旅行をいいます。「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するため、運賃、宿泊料その他の運送、宿泊機関等に対する支払費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及び取消手続料金を除きます。)をいいます。

4 この部(「通信契約」とは、当社が提供するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通手段による申込を受けた際手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等による債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるとき自らに際に別に定める提携会社のカード会員規約にて決済することによって、旅行者がからだじめと見なす、かつ旅行代金等を第16条第2項又は第5項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。

5 この約款で「カード利用料」とは、当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は仮払債務を履行すべきをいいます。

(手配旅行の終了)

第3条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由によって、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受けた契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。通信契約の締結した場合には、カード利用料は、当社が運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内外は本邦外の他の旅行業者、手配業者として使う者の他の補助者に代行せざることあります。

第2章 契約の成立

(契約の申込み)

第5条 当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める旅行の申込とのとともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼によるようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取扱います。

(契約締結の拒否)

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 通信契約を締結しようとする場合において、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済しないとき。

(2) 旅行者が、暴力団員、暴力團構成員、暴力團関係者、暴力團関係企業又は組合員等のその他の反社会的勢力であると認められるとき。

(3) 旅行者が、当社に対して暴力的手段による要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、黒服を流し、偽装を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務の妨害を図る行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(5) その他の当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立時)

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込を受理した時に成立するものとします。

2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約成立の特則)

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立せることができます。

2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(乗車券及び宿泊券等の特則)

第9条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配の全部を目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換に当該旅行サービスの提供を受けた権利を表示した書面を交付するものについては、頭頭による申込を受け付けることがあります。

2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

(契約書面)

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の旅券やサービス券の提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項の場合において、当社が手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。

(情報伝達の利用による方法)

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金等の他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報伝達の利用する方により当該書面に記載すべき事項(以下この項において「記載事項」といいます。)を提供いたします。提供したときは、旅行者の使用する通信機器に記載されたファイル(専ら当該旅行の利用による際に限ります。)に記載事項を記載し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

(旅行者による同意解除)

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更する旨を求めることがあります。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の場合の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、運送料その他の手配の変更に要する費用を負担する旨が、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当社が手配旅行契約の内容によって生ずる旅行代金の増加は減少は旅行者に帰するものとします。

(旅行者による特約による解除)

第13条 旅行者は、当社に次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が、当社の規定により旅行代金を支払わないとき。

(2) 通信契約を締結した場合において、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなるとき。

(3) 旅行者が、黒服を流し、偽装を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務の妨害を図る行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

(1) 旅行者が、当社の規定により旅行代金を支払わないとき。

(2) 通信契約を締結した場合において、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなるとき。

(3) 旅行者が、黒服を流し、偽装を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務の妨害を図る行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、当社の規定により旅行代金を支払わないとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を免除して、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第3章 契約の変更及び解除

(契約内容の変更)

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更する旨を求めることがあります。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。

2 前項の場合の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、運送料その他の手配の変更に要する費用を負担する旨が、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当社が手配旅行契約の内容によって生ずる旅行代金の増加は減少は旅行者に帰するものとします。

(旅行者による特約による解除)

第13条 旅行者は、当社に次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が、当社の規定により旅行代金を支払わないとき。

(2) 通信契約を締結した場合において、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなるとき。

(3) 旅行者が、黒服を流し、偽装を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務の妨害を図る行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 旅行者が、当社の規定により旅行代金を支払わないとき。

2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならぬ費用を免除して、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

(旅行代金)

第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の

署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

3 当社は、旅行開始前に、運送、宿泊機関等の変動、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することあります。

4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰するものとします。

5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に支払うべき費用等の変動を生じたときは、当社が旅行者に通知した日とします。

6 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

7 前項の場合において、旅行者に帰するものとします。ただし、第14条第3項第2項の規定により当社が旅行代金を変更したときは、当社が旅行代金を変更することあります。

8 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

9 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

10 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

11 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

12 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

13 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

14 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

15 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

16 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

17 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

18 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

19 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

20 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

21 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

22 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

23 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

24 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

25 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

26 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

27 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

28 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

29 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

30 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

31 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

32 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

33 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

34 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

35 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

36 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

37 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

38 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

39 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

40 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

41 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

42 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

43 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

44 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

45 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

46 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が旅行者に通知した日とします。

47 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合において、第3条又は第4条の規定により旅行者が負担すべき費用が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払い